

危険物等海上運送基準検討会

第11回 固体ばら積み貨物査定検討ワーキンググループ 議事要旨

1. 日時： 平成29年11月22日（水）15:30～17:00
2. 場所： 中央合同庁舎2号館 15階海事局会議室
3. 出席者：
 - （委員） 太田座長、飯島委員、岡委員、濱田委員、森田委員、八木委員
 - （事務局） 重富課長、緑川危険物輸送対策室長、日坂課長補佐、川崎係員
 - （説明者） 大崎クールジェン株式会社
真田氏（技術部 運転グループ マネージャー）、
松井氏（技術部 試運転グループ 課長代理）

4. 議事概要

今回のワーキンググループ（以下、「WG」という。）は約4年ぶりの開催となるが、最新の酸素吹石炭ガス化複合発電事業にて生成されるスラグの性状評価及び運送要件を決定するにあたり、技術的及び専門的観点に基づきご審議賜る。

議事に先立ち、事務局より、WGの設置要綱について説明が行われた（資料1、参考資料1）。また、太田座長より、当該貨物の説明に当たり、大崎クールジェン株式会社（以下、「申請者」という。）に説明者として臨席させる旨説明し、了承された。

(1) 議事「IMSBCコード・特殊貨物船舶運送規則への未掲載貨物の査定（石炭ガス化溶融スラグ（湿式）」

申請者より、貨物の性状評価に係る試験分析結果などの根拠及び海上輸送の方法について説明が行われた（資料2、3、参考資料2、3、4）。

事務局より、申請者の説明を踏まえた貨物の性質及び運送条件（案）について説明が行われた（資料4）。

(2) 審議概要

- 申請者からの説明を踏まえ、各委員のご意見・質疑等は以下のとおり。
- ・運送条件に記載する際の貨物の粒径分布の記載に関する指摘があり、表現の適正化を図ることとなった

- ・シリカによる発がん性の有無に関する質問があり、申請者より当該貨物は非晶質ガラス状粒であり、人体への健康被害を及ぼす影響は無いと考えられる旨説明があった。
- ・使用する石炭の組成は種類・産地等に依存し、今後石炭ガス化複合発電に伴い発生するスラグにおける組成の振れ幅が伴うと見込まれることから、どこまで範囲を見積もり人体への影響が無いとしているのかという指摘があった。これに対し、座長より、今般の審議においては申請資料にあるように健康影響の無い貨物を対象に審議しており、もし使用する石炭の相異等により健康影響が生じるおそれがあれば、これとは別の貨物として荷送人が責任を持って判定頂く必要がある旨補足があった。
- ・液状化するおそれのある物質（以下、「種別 A」という。）に関する認識として、種別 A に分類された貨物については、規則に従い、船積み前の貨物の水分値が常に運送許容水分値を下回るように管理する必要があることを失念しないよう指摘があり、申請者より理解している旨説明があった。
- ・輸送船舶の構造としてハッチカバーの有無や荷役時の運用等について質問があり、申請者より、雨中では積荷をしない旨の説明があった。
- ・積載貨物の静止角の条件を不適用としている理由について質問があり、座長より非粘着性物質は基本的に乾燥状態の貨物に限られるため問題ない旨の説明があった。
- ・当該貨物について IMSBC コードの新規貨物としての提案について質問があり、座長より、現状は国内間の海上輸送のみということであるとのことから、国際機関への提案は必ずしも要さないものの、今後国際海上輸送が見込まれ IMSBC コードに位置づける場合には、載荷係数が $0.56 \text{ m}^3/\text{t}$ 以下の場合の条件を追加する必要がある旨説明があった。

上記の審議を踏まえ、申請貨物の性質及び運送条件（案）（資料 4）については、下記の修正等を行い、委員各位の確認を以て承認し、国土交通省のホームページに掲載することとなった。

- ・「2. 貨物の説明」について、申請者の事業所内の管理状況（倉庫内保管や概ね 4%）の記述は削除することとし、「石炭ガス化溶融スラグ（湿式）は、石炭ガス化炉から排出される石炭灰が、溶融された後に水中で急冷の上、水砕されたものであり、黒色又は茶褐色。臭いの無い非晶質ガラス状粒であり、不溶性である。」とする。
- ・「3.4 粒径」について、 $0.25\text{mm} \sim 5.6\text{mm}$ に幅を持たせるために「主に」を追記する。

- ・「4.危険性」について、国際コードを参照する旨の記述を削除し、「不燃性又は火災危険性の低い貨物である」という現行の表現は曖昧であることから、「この貨物は不燃性である。」と改める。
- ・「5.3 天候に係る要件」について、運送許容水分値を超えた状態の貨物を運搬することが許可された特殊船による海上運送が見込まれていないことから、「このコードの第 7.3.2 節の要件を満たす特別に建造された、または装備された船舶以外の船舶で運送される場合は、以下の規定を満たすこと。」を削除する。また、「雨中の荷役禁止」及び「この貨物は、コードの第 4.3.3 項による手順に記載された条件の下、雨中で荷役しても良い。」の条件が見つらいことから、他の事前査定物質の運送条件の記述を踏まえ、「この貨物は、雨中で荷役してはならない。ただし、貨物の実水分値が運送許容水分値よりも十分低く、雨中荷役を実施しても、その雨によって実水分値が運送許容水分値を超えることがないことについて荷送人により証明された場合は、その雨の中で荷役を実施しても良い。」と改める。
- ・「5.5 各種の要件」について、塵埃（じんあい）を「粉じん」に改める。
- ・「5.7 運送時の要件」について、自明であるとの指摘を踏まえ、「特段の要件はない。」に改めることとなった。

<配付資料>

- 資料 1 固体ばら積み貨物査定検討ワーキンググループの設置について
- 資料 2 石炭ガス化溶融スラグ（湿式）の性状について
- 資料 3 石炭ガス化溶融スラグ（湿式）の海上輸送について
- 資料 4 I M S B Cコードに記載されていない貨物の性質及び運送条件（案）
- 参考資料 1 危険物等海上運送基準検討会設置要領
- 参考資料 2 大崎クールジェンプロジェクトの概要および進捗状況
～石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業～
- 参考資料 3 石炭ガス化溶融スラグと石炭等から生成される貨物との比較について
- 参考資料 4 申請書類の添付資料

以上